

いま、なぜ「ベアテの贈りもの」が意義深いか

ベアテさんからの「贈りもの」が危機に瀕している。

「贈りもの」—それはベアテさんが日本国憲法草案に盛り込んだ 14 条(法の下での平等)および 24 条(家族生活における個人の尊厳・両性の平等)である。これら 2 つの条項は、14 条が「政治的、経済的又は社会的関係」(公的領域)における男女差別を禁止し、24 条が「家族生活」(私的領域)における男女平等を規定するものであり、公的領域でも、私的領域でも「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」を保障するものである。これらの条項は、草案の起草当時はもちろんのこと、現在でも世界で最も先進的な「男女平等」の規定であり、戦後日本女性の地位向上と権利保障の闘いの原点であった。その 24 条を抜本的に改変しようとする動きが、いま、顕著になっているのである。

憲法 24 条を改変すべきとの考え方は、昨年、自民党内プロジェクトチームが発表した憲法改定についての「論点整理(案)」で明らかになった。その中で「憲法 24 条は、家族や共同体を重視する観点から見直すべき」と主張している。すなわち、戦後の個人主義が家族や共同体を破壊したとし、その再構築のために「家族を扶助する義務」を「公共の責務」と規定すると同時に、そうした家族を保護することが「国家の責務」と規定するよう提唱している。その意味するところは女性に家族扶助義務を課す事にあり、家事・育児・介護は女性の役割という「固定的性別役割分担」を強く意識したものにほかならない。果して本当に個人主義が日本の家族を壊したのだろうか。企業は男性を戦士として職場に捉え込み、家庭に父親不在の状況を作り出し、家族を歪めてきたのではなかったか。経済と効率を優先し、肥大化した欲望に支配された利己主義こそが原因ではないのか。憲法が保障した個人の尊厳が、利己主義を生んだということは決してありえない。むしろ、個人と家族の幸せを軽視し、経済至上主義の社会へと駆り立ててきた責任の在りかを問いたい。

戦後 60 年、日本女性は男女差別をなくし、女性も男性も「自分らしく生きる」ことのできる社会を作るために粘り強い運動を続けてきた。国連の「女子差別撤廃条約」への批准、「男女雇用機会均等法」の制定、「男女共同参画基本法」「同基本計画」の制定など、こうした運動の積み重ねなしには実現しなかったに違いない。もちろん男女差別がなくなった訳ではない。雇用の分野で見られた「結婚・出産退職制」「女性の 30 歳定年制」「男女職域差別」などは影に隠れて存続している。男女の賃金差別(未だに女性の平均賃金は男性の 65%である)、パート・契約・派遣は主に女性という雇用形態の差別、管理職登用における差別などの問題も残されている。政策決定過程への参加の圧倒的不平等(先進国中最下位、世界 102 位)、DV 防止法の不備(年間百数十人が死亡・180 万人が苦しめられている)、非嫡出子差別、働く女性に重く圧しかかる家事・育児・介護負担の不平等はいうまでも無い。本来これらの課題を解決していかなければならないのに、まったく逆行する憲法改変が進行しようとしている。私たちは永年の努力の成果を、いままさに失わんとする危機に直面しているといっても過言ではないのである。さらに、論点整理(案)では「国の防衛、非常事態への協力義務」を国民に課せられるもう一つの「公共の責務」として、憲法前文に入れるよう提案している。これらは主として男性の役割を前提としたものである。

24 条の改変を含むこうした憲法改定の動きは、憲法 9 条改変の必然的な結果ということができる。9 条の改変は米国政府の要請に応じて、日本を「戦争のできる国」に変えるためであり、そこでは男性はその戦争への協力義務を果たし、女性は「戦士を育て」「銃後の守り」を固めることが必要になるからである。こうしてみると、憲法改定はこの数年顕著になっているジェンダー・バッシング、性教育へのいわれなき攻撃、教育基本法改悪の流れ、「新しい歴史教科書を作る会」の動きと深く連動し、またここ数年間に矢継ぎ早に制定された有事関連 3 法等の法律とも密接に関連していることが分かる。

「自由と平等、そして平和は、からだを張って守り育て、次世代に引き継ぐ努力をしないと、いつでも崩れ去る脆さがある」

下村満子：「ベアテの贈り物」と岩波ホール、そして私たち日本女性より

敗戦、そして広島・長崎被爆 60 年の今日、ベアテさんの贈りものと、日本の女性運動を引っ張ってきた赤松良子さん達の奔走によって完成した映画『ベアテの贈りもの』の意義は大きく、一人でも多くの人々に観ていただき、ともに考え、手をたずさえていきたいと切に思う。

2005 年 7 月 10 日発行 ベアテの贈りもの&赤松良子講演会の冊子より